

土地の形質変更に関する工事の許可申請に必要な書類

書類種別	書類の名称 根拠規定		明示すべき事項、作成留意事項
許可申請書	許可申請書 省令第7条第1項 省令第63条第1項		省令様式第2
設計者の資格を証する書類	設計者の資格を証する書類（経歴書は任意様式） 省令第7条第1項第5号 省令第63条第1項第1号		下記の設計を行う場合に、卒業証明書又は資格証明書等が必要（政令第22条第1項） ・高さが5mを超える擁壁の設置 ・盛土又は切土をする土地の面積が、1,500 m ² を超える土地における排水施設の設置
技術的基準審査書類	擁壁の構造計算書 省令第7条第1項第2号 省令第63条第1項第1号		鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合に必要
	地盤の安定計算書 省令第7条第1項第3号 省令第63条第1項第1号		渓流に高さ15mを超える盛土を行う場合に必要
	地盤の安定計算書 省令第7条第1項第4号 省令第63条第1項第1号		崖面を擁壁で覆わない場合に必要 （政令第8条第1項第1号ロ）
	土地及び付近の状況写真 省令第7条第1項第6号 省令第63条第1項第1号		盛土・切土をしようとする土地及び付近の状況を明らかにする写真
	排水計算書 省令第7条第1項第12号（細則第3条第3号） 省令第63条第1項第2号（細則第14条）		
	排水端末の接続許可を証する書類 省令第7条第1項第12号（細則第3条第3号） 省令第63条第1項第2号（細則第14条）		公共施設の管理者の同意書等
工事主の資力・信用に関する書類	個人	資金計画書 省令第7条第1項第9号 省令第63条第1項第1号	・省令様式第3 ・金融機関の発行する残高証明書又は融資証明を添付すること
		工事主の資力及び信用に関する申告書 省令第7条第1項第12号（細則第3条第1号） 省令第63条第1項第2号（細則第14条）	細則第2号様式
		住民票又は個人番号カードの写し 省令第7条第1項第7号 省令第63条第1項第1号	・個人番号カードの写しの場合は表面のみ ・これらに類するものであって、氏名及び住所を証する書類
		納税証明書 省令第7条第1項第12号（細則第3条第3号） 省令第63条第1項第2号（細則第14条）	前年度の所得税及び事業税の納税証明書※
		暴力団等に該当しない旨の誓約書 省令第7条第1項第12号（細則第3条第3号） 省令第63条第1項第2号（細則第14条）	（必要に応じて、県警に照会を行う）
工事主の資力・信用に関する書類	法人	資金計画書 省令第7条第1項第9号 省令第63条第1項第1号	・省令様式第3 ・金融機関の発行する残高証明書又は融資証明を添付すること
		工事主の資力及び信用に関する申告書 省令第7条第1項第12号（細則第3条第1号） 省令第63条第1項第2号（細則第14条）	細則第2号様式
		住民票又は個人番号カードの写し 省令第7条第1項第8号 省令第63条第1項第1号	・役員のもの ・個人番号カードの写しの場合は表面のみ ・これらに類するものであって、氏名及び住所を証する書類
		法人の登記事項証明書 省令第7条第1項第8号 省令第63条第1項第1号	法人の場合に必要
		納税証明書 省令第7条第1項第12号（細則第3条第3号） 省令第63条第1項第2号（細則第14条）	前年度の法人税及び事業税の納税証明書※
		財務諸表 省令第7条第1項第12号（細則第3条第3号） 省令第63条第1項第2号（細則第14条）	直前事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主 資本等変動計算書、個別注記表※
		暴力団等に該当しない旨の誓約書 省令第7条第1項第12号（細則第3条第3号） 省令第63条第1項第2号（細則第14条）	

工事施行者の能力に関する書類	工事施行者の能力に関する申告書 省令第7条第1項第12号(細則第3条第2号) 省令第63条第1項第2号(細則第14条)	細則第3号様式
	法人の登記事項証明書 省令第7条第1項第12号(細則第3条第3号) 省令第63条第1項第2号(細則第14条)	
	建設業の有効な許可があることを示す書類 省令第7条第1項第12号(細則第3条第3号) 省令第63条第1項第2号(細則第14条)	以下のいずれかの書類 ・建設業許可通知書の写し ・建設業許可証明書 ・「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」を活用した資料
周辺住民への周知を行ったことを証する書類	周知措置報告書 省令第7条第1項第11号 省令第63条第1項第1号	・周知範囲、配布範囲等が分かる位置図及び説明会に用いた資料等 ・掲示、インターネットでの周知の場合は、掲示位置図及び掲示状況の写真、閲覧ページの写しもしくはURLのいずれか
権利者全ての同意を得たことを証明する書類	権利者一覧表 省令第7条第1項第12号(細則第3条第3号) 省令第63条第1項第2号(細則第14条)	
	土地所有者等の同意書 省令第7条第1項第10号 省令第63条第1項第1号	権利者の同意を証する書類には、同意者の本人確認書類を添付すること(以下のいずれか、印鑑登録証明書(同意書に同意者の実印が押印されている場合)・住民票の写し・個人番号カード(表面のみ)の写し・運転免許証の写し・運転経歴証明書の写し(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。))・在留カードの写し・特別永住者証明書の写し) ※区域内の権利者のみ添付、隣接は不要
	公図の写し 省令第7条第1項第12号(細則第3条第3号) 省令第63条第1項第2号(細則第14条)	・申請時から3月以内に作成されたもの ・盛土又は切土をする土地の境界(赤枠で囲む)及び地番を示すこと
	工事の施行区域内の土地登記事項証明書 省令第7条第1項第12号(細則第3条第3号) 省令第63条第1項第2号(細則第14条)	申請時から3月以内に作成されたもの
その他	他法令に基づく許可書等の写し 省令第7条第1項第12号(細則第3条第3号) 省令第63条第1項第2号(細則第14条)	
	防災に関する具体的な計画について記載した書面 省令第7条第1項第12号(細則第3条第3号) 省令第63条第1項第2号(細則第14条)	
	工事の工程表 省令第7条第1項第12号(細則第3条第3号) 省令第63条第1項第2号(細則第14条)	

※審査の過程で他の年度のものを追加で求めることがある。